

(請求人)
(略) 様

| | |
|----------|-----------|
| 神奈川県監査委員 | 村 上 英 嗣 |
| 同 | 高 岡 香 |
| 同 | 太 田 眞 晴 |
| 同 | 土 井 りゅうすけ |
| 同 | 赤 井 かずのり |

神奈川県職員措置請求について (通知)

平成29年4月3日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年条例第27号。以下「本件条例」という。）により、神奈川県知事（以下「知事」という。）は条例に違反する施設管理者には5万円以下の過料を、違反喫煙者には2万円以下の過料を科す権限が付与され、平成27年度は961件、平成26年度は954件の違反を確認しているにもかかわらず、過料を科すのを怠っている事実は違法であると主張している。

しかしながら、請求人の主張する当該怠る事実については、以下のとおり法第242条第1項に規定する「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に該当しないことから、住民監査請求の要件を満たしていない。

本件条例をみると、第1条で「この条例は、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることにかんがみ、県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、禁煙環境の整備及び県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、並びに未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。」と定めており、その目的を達成するために第23条において行政罰の一種である過料を定めていることから、知事が一定の条例違反者に対して当該過料を科することは、県財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為とはいえない。このことから、知事が一定の条例違反者に対して当該過料を科さないからといって、「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に該当するとはいえない。

なお、徳島地方裁判所平成2年11月16日判決では、「法242条第1項所定の怠る事実に係る公金の賦課若しくは徴収とは、その性質上、普通地方公共団体の財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為に限定され、右以外の行為については、これが結果的に普通地方公共団体の財政に影響を及ぼすものであるとしても、同項所定の怠る事実に係るものとはいえないものと解される。」としている。その上で、「徳島県都市公園条例19条所定の過料は、都市公園使用料の不正免脱行為があったときは県知事はその不正免脱者に対してこれを科すこととし、もって、右不正免脱行為の発生を防止し、適正な都市公園使用料収入を確保するとともに都市公園の維持管理又は行政事務遂行の円滑化を図る目的で設けられた行政罰の一種であって、県知事において右過料を科することは、県財政の維持及び充実を目的とする財務会計上の行為とはいえないと解される。そうすると、被告徳島県知事が被告徳島新聞社及び同観光協会に対して本件過料を科さないからといって、これが法242条1項所定の公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」に該当するとはいえない」としており、同旨である。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。